

水産政策審議会

第50回 漁港漁場整備分科会

令和5年2月21日（火）

農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 計画課

午後 2 時 0 0 分開会

○西崎総括班長 水産庁計画課の西崎でございます。

定刻となりましたので、ただいまより水産政策審議会第50回漁港漁場整備分科会を開催させていただきます。

初めに、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、本分科会の定足数は過半数とされております。本日は委員定数7名中6名の委員が出席をされており、定足数を満たしておりますことから、本日の漁港漁場整備分科会は成立しております。

それから、特別委員であります深川委員におかれましては、10分程度遅れての御参加というふうにお聞きしております。

本分科会におきましては、カメラ撮りは冒頭のみ行われます。

また、議事及び各委員の御発言内容は、後日ホームページにて公表することとしておりますので御了承ください。

なお、橋本分科会長は会場にての御出席、そのほかの委員におかれましては、リモートでの御出席を頂いております。

続きまして、リモートで御出席の皆様には注意事項をお知らせいたします。

会議中、委員の皆様のカメラはオン、マイクはミュートにさせていただき、御自身の御発言の際にマイクのミュートを解除していただいて御発言をお願いします。

委員の御発言につきましては、分科会長からの御指名によりまして御発言していただくことを予定していますが、これ以外の御発言がある場合には、挙手ボタン又はチャットにより事務局にお知らせいただくようお願いいたします。

音声聞こえないなど不具合がありましたら、資料の説明の途中でありましても、その旨を御発言いただくか、チャット又はあらかじめお知らせしております事務局の電話への御連絡をお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、漁港漁場整備部長の田中から御挨拶を申し上げます。

○田中漁港漁場整備部長 それでは、水産政策審議会の第50回に当たります漁港漁場整備分科会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、本日この会議への御出席を頂きまして誠にありがとうございます。

また、北海道漁業協同組合連合会会長であります阿部様が委員に就任され、今回から

御参加していただいております。

阿部委員におかれては、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回は、昨年５月に第49回となります会議を開催いたしまして、行政不服審査請求に係る御審議を頂いたところでございます。

今回は第50回ということで、今年度２回目に当たる会議となります。

議題としましては、鳥取県の境港市境漁港におけるみなし施設の指定について、御審議を頂くことを予定してございます。

また、当分科会では昨年３月までの間、計５回にわたりまして、漁港漁場整備長期計画の御審議を頂いたところでございます。今年度はその初年度ということに当たるわけでございます。この１年間にわたるこれまでの水産庁の取組といたしまして、長期計画の周知の活動、２年度目の予算として編成をいたしました令和５年度の予算、そして海業振興の取組、この中には今国会への法案の提出を目指しております漁港漁場整備法の改正についても含まれておりますが、こういった取組について御説明をさせていただきたいと存じます。

限られた時間の中ではありますけれども、忌憚のない委員各位からの御意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○西崎総括班長 それでは、ここで本日御出席の委員皆様の御紹介をいたします。

11月で坂本委員が水政審の委員を退任され、新たに委員に就任されました北海道漁業協同組合連合会代表理事会長の阿部委員でいらっしゃいます。

東京海洋大学海洋科学部海洋政策文化学科教授の工藤委員でいらっしゃいます。

東北大学災害科学国際研究所助教の定池委員でいらっしゃいます。

日本遠洋旋網漁業協同組合理事の谷委員でいらっしゃいます。

明治大学専門職大学院法務研究科教授の橋本委員でいらっしゃいます。

株式会社ホリエイ代表取締役の堀内委員でいらっしゃいます。

特別委員のクリエーションWEB PLANNING代表取締役の深川委員でいらっしゃいます。

なお、全国漁協女性部連絡協議会会長の荒木委員におかれましては、御都合により欠席となっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、水産庁の出席者を紹介させていただきます。

まず初めに、先ほど挨拶を申し上げました漁港漁場整備部長の田中でございます。

○田中漁港漁場整備部長 どうぞよろしくお願いいたします。

○西崎総括班長 計画課長の横山でございます。

○横山計画課長 よろしくをお願いいたします。

○西崎総括班長 整備課長の中村でございます。

○中村（隆）整備課長 中村です。よろしくお願いいたします。

○西崎総括班長 防災漁村課長の廣山でございます。

○廣山防災漁村課長 廣山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○西崎総括班長 水産施設災害対策室長の中村でございます。

○中村（克）水産施設災害対策室長 中村です。よろしくお願いいたします。

○西崎総括班長 そのほか、水産庁の事務局が出席しております。

では、議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。

資料の右肩に資料番号が付いております。

まず、資料番号なしの議事次第、資料一覧、座席表。それから、資料1としまして、漁港漁場整備分科会委員一覧。資料2としまして「漁港施設としてみなされる施設の指定について」、資料3としまして「漁港漁場整備長期計画の推進に向けた対応について」、参考資料としまして「漁港漁場整備長期計画」。

以上でございますが、不足しているものはございませんでしょうか。

なお、資料については、説明時に画面に表示させていただきますので、適宜併せて御覧いただければと思います。

それでは、報道の関係のカメラ撮りはここまでといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。これより進行を橋本分科会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○橋本分科会長 橋本でございます。

では、よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従って進めさせていただきます。

まず、最初は審議事項であります。漁港施設としてみなされる施設の指定について、で

ございます。

なお、本分科会において審議いたします事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定によりまして、本分科会の議決をもって水産政策審議会の議決とすることになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、田中部長から諮問をお願いいたします。

○田中漁港漁場整備部長 それでは、諮問文を読ませていただきます。

4 水港第2438号。令和5年2月21日。水産政策審議会会長田中栄次殿。農林水産大臣野村哲郎。

漁港施設としてみなされる施設の指定について。漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第40条第2項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記。諮問第410号漁港施設としてみなされる施設の指定について。

○橋本分科会長 それでは、ただいま諮問のありました件につきまして、計画課長から御説明をお願いいたします。

○横山計画課長 それでは、資料2の内容につきまして、パワーポイントを用いて説明をさせていただきますので画面を御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

では、スライド、次をお願いいたします。

漁港施設としてみなされる施設について、ということでございます。

これは整備法の第40条第2項の規定によりまして、ここに記載されております補足1に漁港施設がリストアップされておりますが、漁港の区域内にないものにつきましては、この農林水産大臣が水産政策審議会の議を経て指定したもの、これを漁港施設とみなすということになってございます。

次のスライドをお願いします。

その手続でございますが、漁港管理者からの提言に基づきまして、農林水産大臣は水産政策審議会に諮問をさせていただきます。

そして、その指定が適当であるということである旨の答申を頂きましたら、農林水産大臣はこれを指定し、そしてその所有者に対して遅滞なくその指定の内容を通知するということになってございます。

次、お願いいたします。

漁港施設とみなされる施設につきましては、ここにございますように、指定に関する基準というものが平成12年12月7日の第189回の漁港審議会で議決をされております。

ここにありますが（１）、（２）、２つの条件を満たしている場合に行うということになってございまして、１つは当該施設が先ほど補足１でお見せしました第３条に掲げる施設に該当し、当該漁港の管理上、又は機能上必要な施設として整備及び維持管理の対象とする必要があるもの。

（２）でございますが、当該施設を漁港の区域に編入することが技術的に困難であるか、又は公益の観点から不適當であること。ということで、この２つが基準となつてございます。

次、お願いします。

今回、御審議いただきたい内容でございます。ここにございますように、鳥取県と島根県の県境に位置します境漁港、特定第三種漁港でございます。この漁港は日本海の沖合漁業の中核基地として全国的な水産物の生産、流通の拠点となつてございます。

次、お願いします。

ここにございますように、弓ヶ浜半島の一番北側のところに赤い点を示させていただいておりますが、ここがその位置に当たります。

次、お願いします。

この漁港は、まき網漁業、日本海ベニズワイガニ漁業、沖合底引き網漁業、いか釣り漁業、沿岸漁業など多種多様な魚が陸揚げされております。クロマグロ、ベニズワイガニの陸揚げは日本トップクラスとなつてございます。

次、お願いします。

陸揚げ量につきましては、全国４位、陸揚げ金額については全国３位ということで、令和元年の港勢調査に示されております。

大体、近年では200億円を超える取扱いがされているという漁港でございます。

次、お願いします。45

境漁港の計画でございますが、ここにございますように、１つは高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備と新たな陸揚げ岸壁の整備。また、地震・津波等の災害時に漁業の早期再開を図るための既存陸揚げ岸壁の耐震化などの計画を位置付けております。

今回、御議論いただきたいものとしましては、実は令和３年７月に開催していただいております第44回の水産政策審議会において、漁港施設としてみなされる施設ということで御審議いただき適當と認めていただいた荷さばき所、上屋に隣接するものになります。

次、お願いします。

その青字で囲った冷凍及び冷蔵施設と書かせていただいているところでございます。

近年水産業の関係者より水産物の冷凍、保管能力の不足ということから、出漁の自粛、漁獲制限が行われるようになってきているということで、新たな共同利用の冷凍冷蔵施設の整備が求められるようになっていくことが背景にあります。

このため、市場関係者、県・市等で組織されます「さかいみなと漁港・市場活性化協議会」におきまして検討された結果、新たな冷凍冷蔵施設の整備を事業計画に位置付けるということになったということでございます。

次、お願いします。

この境漁港につきましては、見ていただいてもお分かりだと思いますけれども、非常に区域が狭隘でございます。予定用地以外に利用調整可能な土地がありません。また、まき網漁船から水揚げされる水産物が非常に多く、令和3年7月に御審議いただきました荷さばき所に隣接させることで漁獲物の品質向上にも有効であるということがございます。

そういった中で、今回、お示ししております場所に、これは漁港の区域の中と外にまたがるところでございますが、ここに冷凍冷蔵施設を指定するということでございます。

次をお願いします。

これが平面図になってございまして、赤で囲ったところが漁港区域の外に位置するものになってございます。

次、お願いします。

こういった状況の中で、先ほどお見せいたしました指定の基準との適合性について、御説明をさせていただきます。

下側の枠のところにあります指定基準の（１）について、以下の理由から適合と考えられると判断しております。

１つは、この施設は法律の第３条第２項トに掲げる施設に当たります。

また、この施設は、まき網漁業において、漁獲物の品質向上及び全国への水産物の安定供給等のために必要な施設ということで、整備、維持、管理の対象とする必要があるというふうに判断できるものでございます。

指定基準（２）についてご説明いたします。

技術的に困難な場合というのは当該施設の設置場所が私有地や港湾区域など他の行政区域が設定されており、他の管理者等との協議が整わないために、漁港の区域として設定することが困難となる場合ということでございます。

今回の場合、この施設の設置場所は、港湾法の適用を受ける臨港地区に位置しておりまして、かつ国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法に基づく重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な制限区域に隣接しております。港湾管理者として引き続き一体的に管理していく必要があるという見解を頂いているところでございまして、こうしたことから漁港区域に編入することは困難というふうに判断したところでございます。

これらの指定基準（１）、（２）にいずれも該当するというふうに当方としては考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、資料２及びただいまの説明内容について、御確認を頂き、各委員から順番に御意見や御質問を頂きたいと思います。

それでは、阿部委員、工藤委員の順に御発言をお願いしたいと思いますが、まず阿部委員、いかがでしょうか。

阿部委員、御発言をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○阿部委員 私は数日前に、説明を受けまして十分理解いたしましたので、私の方からは発言はございません。以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、工藤委員、お願いいたします。

○工藤委員 私の方も特段意見はございません。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

定池委員、谷委員の順にお願いいたします。

まず、定池委員、お願いいたします。

○定池委員 私の方も特段の意見はございません。

以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、谷委員、お願いいたします。

○谷委員 この件につきましては、まき網漁業者という立場で特に前向きに御検討を進めていただければと思っているところでございます。

令和２年12月に施行された改正漁業法の下、新たな資源管理システムの導入によって国は漁獲量を10年前と同程度の440万トンまで回復させるとしています。例えば、まき網

の主要魚種である対馬系群マイワシは、現在10万トンに満たない漁獲量を2031年までに30万トンに増やすという目標です。

一方、陸上施設については冷凍冷蔵庫の老朽化、フロン問題、また労働力不足等の多くの課題を抱えておりまして、将来漁獲量が増加したときに現状のままでは処理能力が追い付かないことは明らかなです。水産業の成長産業化のためには輸出拡大は必須であり、資源管理と並行して漁場整備における生産流通体制の強化と凍結保管機能の確保が急務であると考えます。

今回、境港で山陰まき網が事業主体となって共同利用冷蔵庫を整備、運営していくというところでありますが、漁港施設とすることにより県が整備する高度衛生管理型市場と併せて生産から流通まで一体的に機能させることができます。

これにより、安全・安心な水産物の安定供給に対応でき、かつ漁獲量の増加に伴っての輸出量の増加が見込まれます。

漁業者にとっても安心して水揚げができる漁港の整備を常々願っておりますので、是非本件が実現して有効活用されるよう期待いたしておるところでございます。

以上でございます。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

谷委員から少し詳細な御発言がございましたので、事務局の方から何かありますでしょうか。

○横山計画課長　谷委員、どうもありがとうございます。

私どもも今まさにおっしゃっていただきましたとおり、高度衛生管理対策ということをしかり進めていこうということでございますし、改正漁業法に基づきましてしかりと資源管理しながら今後の持続的な水産業の発展に向けて取り組んでいくということで考えているところでございます。

今回のこのみなし施設とさせていただくということによって、よりそういったところが実現できればということで考えてございますので、私ども精一杯頑張らせていただきたいと思いますと思っております。

どうもありがとうございました。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

それでは、次に、堀内委員、深川委員の順にお願いします。

まず堀内委員から御発言をお願いいたします。

○堀内委員 私の方からは質問等はありません。

以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、深川委員、お願いします。

○深川委員 私からも特段意見はありません。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、私からも特段の発言はありませんので、本件について、ほかに御意見、御質問はありませんでしょうか。

それでは本件については諮問のとおり漁港施設とみなされる施設として、指定することが適当である旨の答申を出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○橋本分科会長 異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

それでは、答申書、今、画面に映っておりますが、これを御覧いただきたいと存じます。

それでは、ここで読み上げさせていただきます。

答申書。4水審第41号。

令和5年2月21日。農林水産大臣野村哲郎殿。水産政策審議会会長田中栄次。

令和5年2月21日、火曜日に開催された水産政策審議会第50回漁港漁場整備分科会において審議の結果、諮問のあった下記の事項については、諮問のとおり指定することが適当であると認める。

記。諮問410号。漁港施設としてとしてみなされる施設の指定について。

別添資料2。

ということでございます。

それでは、答申書を田中部長に手交させていただきたいと思います。

（答申書手交）

○橋本分科会長 それでは、先に進めます。

続きまして、漁港漁場整備長期計画の推進に向けた対応について、担当課長から御説明をお願いいたします。

○横山計画課長 それでは、資料3により御説明をいたします。

なお、説明の中で、7ページ目に災害に強い漁業地域づくりガイドラインの改訂について、というのがございます。これは防災漁村課長から、また8ページ目に、漁港漁場整備

事業の推進に関する技術開発の方向について、というのがございますが、これは整備課長から説明をさせていただきたいと思っております。

では、1 ページ目から御説明をいたします。

まず、この1 ページ目でございますが、これは先にこの水産政策審議会において御審議いただきました漁港漁場整備長期計画の内容につきまして、ポイントを示させていただいております。

内容につきましては、先般から御審議を頂いた内容でございますので、内容について詳細は割愛させていただきますが、重点課題のところでございますように、3 つ課題を入れております。

1 つは水産業の成長産業化、真ん中がございますもう一つが持続可能な漁業生産の確保、そして右側でございますが、漁村の魅力と所得の向上ということで、重要な3 課題ということで入れていただいております。

また、その下に紫の字で書かせていただいておりますが、共通課題として社会情勢の変化への対応ということで、グリーン化の推進、デジタル社会の形成、生活スタイルの変化への対応ということで、位置付けさせていただいております。

この内容につきまして、現在、各地方の皆様にしつかりと御説明をというお話もございましたので、私どもの方で説明会を実施させていただいております。

2 ページ目を見てください。

ここに説明会の実施状況をお示しさせていただいております。

上側に長期計画関連ということで書かせていただいておりますが、長期計画全般につきまして、ここに示させていただいております合計32会場でこれまで説明をさせていただいております。

また、下側、個別施策関連ということで、これは主なものでございますが、例えば海業に関して、また藻場・ブルーカーボンに関して、また水産多面に関して、漁港管理に関して、漁港漁場整備に関してということで、それぞれ説明会を開催し、ここがございます実施場所に示させていただいておりますが、こういった会場で御説明をさせていただいているところがございますので、こういったことを進めてこの長期計画について全国の皆さんに御理解していただけるようにということで進めさせていただいているという状況でございます。

次のページを見てください。

その漁港漁場整備長期計画を推進していくために、私ども支援制度ということで必要な予算の確保に努めているところでございます。

ここにお示しさせていただきましたのは、まずは令和5年度の当初予算ということで、これはまだこれから国会審議が行われていくこととなりますけれども、概算決定という内容を示させていただいております。

また、右側にスラッシュを引いた形で数字を入れさせていただいているものは、令和4年度の補正予算として措置させていただいたものでございます。

例えば、水産整備基盤事業（公共事業）に関しましては、令和5年度の当初で729億円、補正では270億円という形で予算の確保に努めてきたところでございます。

また、漁港機能増進事業、浜の活力再生・成長促進交付金、また水産多面的機能発揮対策事業、離島漁業再生支援等交付金、こういった内容に関してしっかりと予算の確保に努めさせていただいているという報告でございます。

その次のページをお願いします。

このページは、事業の見える化についてでございます。

これは長期計画の中に漁業関係者であるとか、漁港建設事業者、地域住民等にとって、地域の漁港・漁場の将来の姿を見据えた事業活動などが可能となるようにということで、この将来像の見える化の推進を図るということで明記させていただいたものでございます。

事業の見える化について、1つは漁港の圏域の考え方を示せるように圏域計画を公表するもの、また、もう一つは個々の漁港や漁場整備の内容につきまして、事業計画を公表するもので、この両面から進めさせていただいているところでございます。

赤字にありますように、これまで圏域計画につきましては全国39の都府県で公表済みとなっており、事業計画につきましても全国36の道府県及び水産庁、北海道開発局で行っている事業について公表済みとなっているものでございます。

次のページをお願いします。

これは事業の見える化の中の圏域計画をどういうふうに公表したのかというのが分かるようにということで事例を紹介させていただいております。

水産物の流通圏域図ということで、これは石巻圏域を入れさせていただいておりますが、ちょっと字が小さいので見にくくて申し訳ございませんが、この石巻市にあります漁港をそれぞれプロットしておりますが、拠点漁港を石巻漁港とした上で、生産拠点、そしてそれ以外の漁港という位置付け、さらにはどこで水揚げをしたものがどういった流れで流通

に回っているのかということが分かるような内容にしているものでございます。

その次のページをお願いいたします。

今度は、それぞれの漁港がどういう事業が行われているのかということで、それを分かりやすくしたものでございます。

これは静岡県の焼津漁港の例でございます。ここにありますように、漁港の防波堤であるとか、岸壁、こういったところの整備を予定しておりまして、黒字は令和3年度までに実施したところ、赤字は令和4年度に実施するところ、令和5年度以降に実施するものを緑の字という形で、それぞれどのタイミングでどういう整備を行っていくのかというのが分かるような内容にしているものでございます。

こういった内容をそれぞれの各都道府県の御協力を得て、今、見える化を進めているというものでございます。

では、7ページ目、防災漁村課長、お願いします。

○廣山防災漁村課長 7ページ目を御覧ください。

災害に強い漁業地域づくりガイドラインの改訂ということで現在取り組んでいる内容を御説明いたします。

災害に強い漁業地域づくりガイドラインは平成18年に最初のものが作られまして、24年3月に改訂を行っております。漁業地域の特性を踏まえた地震・津波の防災対策に対する考え方を示したガイドラインということで24年に作成いたしました。

その後、東日本大震災の検証に得られた教訓とか、この約10年間の間に得られた知見などを基にしまして改訂するというところで、現在取り組んでおります。

この改訂は長期計画との関係で言いますと、2つ目の柱になりますものの、イということになります。せっかくですので計画の方を見ていただくと、計画の6ページのところに、海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続性可能な漁業生産の確保という項目がありまして、そのイのところに災害リスクへの対応力強化という形で対応を考えるとということになっております。

こういったものに対応できるように、各地域が災害に強い漁業地域づくりをしやすいようなガイドラインということで作成をさせていただいています。

今般行っております改訂の主な内容につきましては下の左側の方にございますように、対象とする災害を高潮や高波等の災害が頻発しているということもありまして、地震・津波だけではなくて、高潮・高波・防風等の風水害への対応も記載するというところで対象災

害を拡大しております。

また、対象エリアにつきましても、両地域を支える水産業全般を考えまして、漁場から陸揚げ、加工、流通に係る水産業として一体的に機能する地域全体を水産地域として対象とするというふうに考えております。

また、東日本大震災などで速やかな復興のためには事前にきちんと準備しておく。被災前に事前復興をしておくという考え方は必要だという教訓が得られましたので、そういった事前復興の考え方を追加するというような形とさせていただいております。

そのほか、右側にありますように様々この10年間で得られた知見などを基にした項目を記述することでよりよいガイドラインにしたいということで作業を進めております。作業は最終段階を迎えておりまして、今年度中に最終的なものを作成し、関係するところに配布できるのではないかとということで進めておりますので、今後とも御支援をよろしくお願いいたします。

以上でございまして、次、8ページ、整備課長、お願いします。

○中村（隆）整備課長 8ページ、漁港漁場整備事業の推進に関する技術開発の方向について御説明いたします。

この技術開発の方向につきましては、計画的に技術の開発と普及を図るために、基本方針に基づきまして、先ほど御説明がありました長期計画、これの重点課題を踏まえ、国、地方公共団体、関係機関、民間団体、こういう者と連携いたしまして、策定したものであります。

下の黒字が21の技術課題がありますが、これに更に57の技術開発のテーマを掲示したものとなっています。

下の図が長計の3本の柱、水産業の成長産業化、そして持続可能な生産の確保、漁村の活力、所得の向上、そして右側に書いているのが共通課題のグリーン化、デジタル化、生活スタイルの変化。これにそれぞれ即しまして21のテーマを掲示しているというものでございます。

例で申し上げますと、左側の水産業の成長産業化、その拠点漁港でいきますと上から2つ目、流通拠点や地域の中核的な漁港の機能の強化ということで、例えば市場の衛生管理でありますとか、市場のデジタル化、このようなものに取り組むということでございます。

青の1つ目、海洋環境の変化に対応した漁場の生産力強化ということでいきますと、3

つ目の丸、藻場、干潟、サンゴ礁の保全・創造、これにつきましては高水温に対応した藻場の整備でありますとか、昨今社会的に話題になっておりますブルーカーボン、これにも資する藻場の整備。こういったグリーン化など共通課題にも資する技術開発をやっていくということになっております。

あとは青の右側、災害リスクということだと、3つ目の丸、気候変動にも対応した施設計画ということでございます。気候変動に伴いまして海面の水位が上昇します。これを将来の予測を加えることで設計にも反映させようといった動きをしております。

先ほど、防災・漁村課長からありました災害のガイドラインの策定、これも防災の1つでございます。

そして、海業の振興に関わりますと、オレンジ色の左側の1つ目の丸、漁港の多様な利用の活用の促進ということでいきますと、海業を推進するための民間の活力の活用、そして漁港の有効活用、こういった施設の制度設計も含めての技術開発も進めてまいります。

以上のように、このような技術開発の課題、そしてテーマを掲げまして、この5年の長期計画をスムーズに実現するものとして取り組んでいきたいというものでございます。

以上でございます。

○横山計画課長　引き続きまして、9ページ目を御覧ください。

これは海業を推進するための取組ということで示させていただいております。

長期計画で海業の振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上を重点課題の1つに位置付けさせていただきました。この海業に関しましてはその長期計画で定義をさせていただいておりますが、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域の賑わいや所得、雇用を生み出すことが期待されるものを言う、というふうにさせていただいております。この海業の推進というのをこの5年間でおおむね500件展開していくということを長期計画で位置付けさせていただきました。

この海業という新たな取組をしっかりと進めていく上で、私どもこれまでいろいろなことを進めさせていただいております。その1つがこの9ページ目になりますけれども、まずはこの私ども水産庁の方で持っている海業を推進するための支援事業というものを上側の(1)で示させていただいております。

①、②、③とございますが、1つは海業を展開する上で必要な調査等ということ。さらには海業に係る活動支援、さらには3つ目で漁港の利活用環境の整備、海業支援施設の

整備というハード的なもの、こういったようなものがあるということで、こういったものに対して、予算の確保に努めてきているというものでございますが、もう一つ、下側でございますが、（２）普及促進のために以下の取組を順次実施することとしております。

１つは支援事業、財産処分等の手続など、関連制度や支援策というものをまとめた支援策パッケージを作成するということでございまして、これはこの後のペーパーに付いてございますので、後でもう一度御説明をさせていただきます。

主に、先ほど上側の（１）は水産庁の施策を書かせていただいておりますが、こういった海業を進めていく上では、水産庁だけでなく関係する他省庁の支援制度、こういったものも広く皆さんに御紹介をして、活用していただきながら取り組んでいこうということで、そういった他省庁の事業も全て盛り込んだ、そういうパッケージにしているものでございます。

さらに、地元の方々がどういうふうに進めていったらいいのか分からないということで水産庁では相談窓口を設置するというので取り組んでおります。

２つ目の丸のところには、モデル地区における計画づくり、民間事業者への情報提供によるマッチング支援と書かせていただいております。

この海業を進めていく上で、どういうふうに進めていったらいいのかということで地元も大変お困りだろうということから、モデル地区を選定いたしまして、その地区につきましては私ども国と一緒に計画づくりに取り組んでいこうということで進めているものでございます。これもちょっと後で御紹介をいたします。

それから、３つ目は、漁港において長期安定的な事業運営を可能とするための新たな仕組みの検討ということでございます。

これは漁港においてこれまで地方自治体、又は漁業協同組合、こういったところが主なプレーヤーでございましたけれども、民間の方々の知恵やノウハウ、資金、こういったようなものを活用しながら取り組んでいこうということで考えたときに、漁港においてこういった民間の方々が入る上で、入りやすい環境になっていないのではないかということで、現在、法制度の見直しを今進めているところでございまして、これも後で御紹介をさせていただきます。

さらにもう一つ、４つ目でございます。海業の取組をすることによって地域にこういった効果が期待できるのか、こういったことをしっかりと示していけるように、地域経済循環分析等の効果分析の手法についても今いろいろと勉強させていただいているところで

が、こういった評価手法の活用を検討しているということでございます。

その次、10ページ目を御覧ください。

これが先ほどの（２）で御説明した３番目の丸にございます。民間の方々が入る上で、そういった入りやすい環境を作っていこうということで、現在、漁港漁場整備法の改正に関して検討を進めているという内容をここに示させていただいております。

背景のところがございますように、水産物の消費の大幅な減少、主要魚種の不漁等、現在はこういった状況にあります。こういったことに対しまして、漁港において海業の推進を図ることで、水産業の発展及び漁業地域の活性化につなげること。そして、将来にわたって国民に水産物を安定的に供給していく、そういった目的で以下のことに取り組むというふうに書かせていただいております。

右側を御覧いただきますと、赤線で少し右肩下がりになっているものがございますが、これは食用魚介類の消費量でございまして、ここ20年の間に40%減というふうになっているという状況がございます。

こういった意味で、しっかりと消費の増進につなげていくことが大事だと考えているものでございまして、左側、戻っていただきますと青字のところでございますが、漁港について、漁業上の利用を前提としてその価値や魅力を活かし、水産物の消費増進、交流促進に寄与する取組を、漁業利用との調和を図りつつ推進していく仕組みを構築する。ということと考えております。

さらに、もう一つ、緑の字で書かせていただいておりますが、漁港そのものの機能の強化、これにつなげられるように、先ほどみなしの施設のところでも補足１で御説明いたしました漁港漁場整備法３条にあります漁港施設、この施設について今回養殖、輸出促進、衛生管理の高度化、販売機能の強化といった課題に対応できるように、施設の見直しを行っていくというものでございます。

その下でございます。

法律案の概要のところでございますが、１つ目の青枠で書かせていただきました水産物の消費の増進、交流の促進につなげていく海業の取組というものをしっかりとやれるように、現在の漁港漁場整備法の法目的に「漁港の活用促進」というものを追加いたしまして、この法律名も「漁港及び漁場の整備等に関する法律」というふうに若干名前を変えさせていただいて取り組んでいく。

その進め方でございますが、漁港施設等活用事業という名前の下、民間の方々が入りや

すい環境を作るべく、そのためにまず国が基本方針を定めます。そして、その基本方針に基づきまして漁港管理者において、活用推進計画を作っていただき、そして実施したい方々にはその活用推進計画に基づいて、実施計画を作っていただき、その過程を通じて、実施計画の認定を取っていただければ、そこで位置付けた事業に関して漁港財産である漁港施設の貸付け、これが最大30年できるようにする。また、漁港の水面の施設運営権といういわゆる物件になるものを水域において設定できる権利。最大10年で計画期間中は更新可ということになります。

また、その水面については別に長期の占有ということで最大30年の占有を認めるという、そういった仕組みを作っていこうということで考えております。

緑の字のところでございますが、漁港施設の見直しに関しましては、この漁港施設につきまして、この太字でありますように陸上養殖施設、配送用作業施設、仲卸施設、直売所、燃料供給施設といった施設を追加することを予定しているところでございます。

また、漁港管理と協力して維持管理を行っていく団体を指定する制度も創設していきたいと考えているところでございます。

あわせて、水協法につきましても一部この活動、漁港施設等活用事業を行う場合について、組合員の労働力に係る員外利用の制限の対象から外すというようなことも併せて考えているということでございます。

次のページを御覧ください。

今度は先ほどのところで少し御説明しました。国と一緒に海業の取組をやれるモデル地区を選定して、一緒にやっていこうというお話をさせていただきましたけれども、ここにありますのはそういった地区を募集するというものをプレスで発表させていただいたもので、全国多くのところから御要望を頂いているという状況でございます。

それから、2枚、次にめくっていただきますと、支援パッケージを作成したという内容の資料です。これは先ほど申し上げました関係する11の府省庁の協力の下で、海業に関連する国として持っている支援策というものをまとめたものでございます。

その次のページが、海業に取り組む皆様へ、という表題ですが、支援パッケージの目次等を抜粋して示させていただいております。

その下のところを見ていただきますと、この資料の作り方ですけれども、こういった施設、支援制度があるかというのを一つ一つ単発で置くのではなくて、例えばここにあります海業展開に必要な調査であるとか、その下、漁港内に海業を行う場の確保や既存施設の

活用等、さらにはその下のところにビジネス導入・創出ということで、例えばビジネスを展開したい、業務改善をしたい、地域の魅力を発信したい、こういった観点でそれぞれの各省の持っている制度をここにまとめさせていただいて、分かりやすい形に工夫させていただいているというものでございます。

それから、もう2枚ほど後ろを見ていただきますと、そこに相談窓口というのを入れました。これは先ほども少し御説明いたしましたが、民間の方々、地域の地域の方々が海業を行っていかうとしたときに、どういうふうに進めていったらいいのかとか。こういったところでちょっと分からないんだけどということで、いろいろと疑問な点があるかと思っています。

そういったことに関しまして、水産庁でお答えできることについてはしっかりお答えしていこうということで、しかもどこに聞いていいか分からないということもあろうかと思っていますので、これについては一元的に整備課というところで窓口業務を行うことにして、まずはここにお尋ねくださいという形で今進めさせていただいているものでございます。

その次のページに、相談、回答の流れというものを付けさせていただいております、これに関しましてはそこにありますように、関係する省庁等にも確認していきながら対応させていただくということで考えているものでございます。

こういった取組を、長期計画をお認めいただいた後、約1年の間に私どもとしてこういった取組を今進めさせていただいているということを御報告させていただきました。

長時間にわたりありがとうございました。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

それでは、資料3について、御確認を頂きまして、各委員から順番に御意見、御質問を頂きたいと思います。

それでは、また阿部委員、工藤委員の順にお願いします。

阿部委員からお願いします。

○阿部委員　どうも御苦労さまでした。

大変分かりやすい説明で、十分私はこれを、知らない人も多いので、多く知らしめるようにしていただければと思いますし、私自身も発信していければなというふうに思っております。

以上です。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

それでは、続けて工藤委員、お願いいたします。

○工藤委員 私の方からは1つ質問と、1つ意見があります。まず質問ですけれども、10枚目のスライドの中で、漁港漁場整備法の一部改正で、漁港水面施設運営権の設定というふうに書かれているんですが、漁港施設の方は分かるんですけど、水面施設というのは何かちょっと具体的にはどんなものが想定されるのでしょうか。

○橋本分科会長 阿部委員と工藤委員、まとめてお答えいただきたいのですが、まず工藤先生からの御質問についてお答えいただきたいと思います。

○横山計画課長 工藤先生、どうもありがとうございます。

漁港水面施設運営権というのは、漁港の中の水域において、ここで例えばいかだとか栈橋を置いて、そこで遊漁を行っていただくというような場合に、その水面を囲んで、他人が勝手に利用しないように、その水面を運営できる、そういう物件を設定するという考え方でございまして、例えば水面の長期占用という場合はそこに栈橋等の施設を置くときに、その施設を置くところを占有させるというような観点でやっているのとは別にその水面を権利として設定できるようにしたという考え方でございます。

○工藤委員 どうもありがとうございます。よく分かりました。

それから、もう一つ、意見なんですけれども、1枚目のスライドで、3つの重要な課題があって、水産業の成長産業化、持続可能な漁業生産の確保、漁村の魅力と所得向上というのがありますけれども、その中で下の方に共通課題とあるんですが、グリーン化の推進、デジタル社会の形成、生活スタイルの変化への対応。この3つ、グリーン化、デジタル社会、生活スタイル、ここをどういうふうに対応していくのかというところが非常に今回重要になってくるのかなと思いました。

取り分け先ほども話が出ましたが、ブルーカーボンを支援する部分での社会実装の話であるとか、あるいはデジタル社会、海業を振興していくに当たってデジタル技術を活用していくといった、そういった部分を振興していただければなと感じました。

私の方からは以上になります。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

最初に阿部委員の方から、もう少しいろいろな人に知らしめるようなことが必要じゃないかと、こういう御意見がございましたし、それから、今、工藤委員からも御意見がございました。これらについて水産庁の方からお答えを頂ければと思いますが、いかがですか。

○横山計画課長 まず、阿部委員からできるだけ多くの方というお話でございまして。私

どももこういったものを作ってしっかりと展開していくためには関係するより多くの方にこの内容を知っていただいて、一緒に協力して取り組んでいただくということが非常に大事だというふうに考えてございます。

その意味で、先ほど２ページ目のところで、説明会等の実施状況というのを御説明させていただきましたけれども、決してこれで十分だというふうには理解しておりませんで、今後とも機会を見つけて、地元からの御要請も踏まえながら、周知、徹底できるように取り組んでいきたいと考えております。

それから、工藤委員からおっしゃっていただきました共通課題、非常に重要だというお話でございます。私どももやはり今こういった状況の変化に対して、しっかりと応えていけるようにしていくということは非常に大事だという考え方でございます。今、状況がどんどん変わってきているという中で、新しいいろいろな施策を考えていかなければいけないということであろうと思っております、先生から頂いた意見についてはしっかりと承りまして、今後ともこの長期計画を進めていく上でしっかりと取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

○橋本分科会長 よろしいでしょうか。

次に、定池委員、谷委員の順番にお願いします。

まず、定池委員からお願いします。

○西崎総括班長 定池委員が退席をされたということで、御質問を頂いておりますので、読み上げます。

７ページの左下の事前復興の意味についてお尋ねします。事前復興は事前復興計画をするということでしょうか。それとも何か事業を始めるということでしょうか。事前復興計画に関わったことにある立場からの質問です。

ということでございます。

○橋本分科会長 それでは、今、答えていただきましょうか。

お願いします。

○中村（克）水産施設災害対策室長 定池先生からの質問に関してですけれども、事前復興につきましては、あらかじめ地域の協議会等で復興について議論していきましようという考え方のものです。これに関して、新たに事業を立ち上げているとか、そういったものは今のところございません。

あらかじめ検討していくことが重要であるということが東日本大震災からの復興の過程

で明らかになり、事前復興計画をあらかじめ検討していくということを今回ガイドラインのところに付け加えた次第でございます。

以上です。

○西崎総括班長 もう一つ、こちらは御意見を頂いております。同じく7ページの右側の避難所の重要性のところですけども、文言を変えた方がいいと思います。地域コミュニティへの配慮ではなく連携や協働とする。また、女性の視点だけでなく、女性をはじめとする多様な避難者への配慮というように、年齢、性別、持病や障害の有無、人種等にかかわらず、多様な避難者に配慮するという視点が必要だと思います。

ということでございます。

定池委員の質問、意見は以上でございます。

○橋本分科会長 ただいまの意見については谷委員の御発言の後にまとめて答えていただくことにいたしまして、次は谷委員、お願いいたします。

○谷委員 この資料の内容について特に何か質問というわけではないですが、海業ということに関して、とにかく幅広くとらえることができる言葉だと思うんですけども、これの支援のパッケージというのもあるということですが、結局この支援に自分が考えていることが該当するかどうかという、その判断がつきにくくなってやしないかなと思います。

それで、海業振興総合相談窓口ということで水産庁の方に設置してあるとありますが、結局、ここにまずどういう経路であれ、相談に来てくれないとこれがどのパッケージで適用ができるのかというところの判断がつかないような状況だと、せっかく海業という幅広い海に関する事業というところで、かなり限定された、例えば職員の方とか、そういった方しか結局は取り込むことができないんじゃないのかなという感じを持ちました。

ですので、せっかく海業振興に関する省庁等ということで、ずらっと名称が並んでおりますので、どこの省庁に行っても相談をしても取りあえず海だの、船だのというような、そういう何かワードがあったときには取りあえずこちらの総合相談窓口に関合せが来るような、そういった横の連携の取り方の考え方というのか、仕組みというのか、そういうのがしっかりと皆さんの方にできていなければなかなか海業という考え方そのものも広がっていかないんじゃないかという懸念を持ちました。それぐらいだと思います。

以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、定池委員、それから谷委員からの御意見について水産庁の方からお答えを頂ければと思います。

○中村（克）水産施設災害対策室長　まず定池先生からの避難所の重要性のところの地域コミュニティの話ですけれども、その書きぶりについては連携とか協働とか、そういった記載ぶりがいいのではないかということだったと思いますが、それについては今後文言について再度検討させていただきたいと考えているところです。女性の視点とか障害をお持ちの方々とか、多様な方々に対してどう避難していただくかという点については、今、記載の充実を図っているところでして、例えば外国の方とか、そういった方にも配慮した形で避難対策が講じられるように記載ぶりを工夫しておりますので、今、定池先生から指摘のあった点についても再度確認して不足があれば追記していきたいと考えております。

以上です。

○中村（隆）整備課長　谷委員からありました海業の相談窓口の件についてです。おっしゃるとおりあらゆる者がきちんと相談してくれば、我々アドバイスができるということですけれども、まずは先生がおっしゃるようにその周知と思います。これに関しましては行政、漁協、団体、マスコミなどを通じましてまずは幅広くお示ししております。

あとはこの者ですけれども、行政にかかわらず民間の方々、漁業者の方々、あらゆる方々が直接相談していただいてもいいように、対象を絞っておりません。内容もソフト、ハードの施設整備から、税、資金の扱い、こういったものまで幅広く提示させていただいています。

実際にあった御質問で、我々は背景なり地域の特徴なりをお聞かせいただきまして、その目的に見合った事業をできるだけ示して紹介する。また、なかなか各省庁に直接というのは難しいということで、我々が仲介役といいますか、御紹介させていただく、間を取り持つ、そういった役割もできればさせていただきたいというふうに思っています。

御指摘ありがとうございます。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

それでは、次に堀内委員、深川委員の順番にお願いします。

まずは堀内委員から御発言をお願いします。

○堀内委員　私の方からは今回の漁港漁場整備の長期計画のポイントについては、理解をしました。

その中で重要なのは我々漁業者にとってこういう計画がきちんと付加価値を付けて、地

域発展につながっていくというのが大事だと思っております。

実は今朝の私どもの地元の新聞の記事なのですが、ある市が管理している直販施設、そこが閉鎖することになったと。市が管理して運営している直売施設なのですが、地元の漁協が指定管理者として運営を行っていたと。ですが、コロナの影響もあり、販売も不振で閉鎖することが決まったと地元の紙に載っておりました。

私はこのポイントの1つにあります海業がここに当たると思っております。地方、地域ではそういうふうに関鎖に向かっている施設がたくさんあると思います。水産庁は今、海業で進めていくに当たって、きちんと調査してそういうふうに関鎖して失敗している地域に関しては何が原因であるのか、きちんと精査を行っていただいてから各地域へ運用として実行していってもらえればと思っております。

私からは以上です。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

では、続いて深川先生、お願いします。

○深川委員 私も特段意見はないんですけれども、次へのステップとしてちょっと1つの意見として聞いていただければと思います。

配布資料一式の40ページになります。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法のいうところなんですけれども、食用魚介類というものの数字が少し信用的にはどうなのかなと思ってきました、なぜならばレジャーである、コロナを背景にしているのか分からないですけれども、私が住んでいる地域ではコロナ以降レジャーボートとかレジャーがすごく盛んになっておりまして、レジャーと漁業の区別がなかなかつきにくくなってきているという実態がございます。

どのようなことからと申しますと、レジャーとして釣りをしている方々は飲食店のオーナーとか事業に使われています。それが何の関門も通らずどのくらいの量をさばいていらっしゃるのかということの確認が取れておりません。漁協組合の方々はある一定の資源管理とか、漁獲量とかそういった時期とかも守って持続可能な漁を行っているわけなんですけれども、今実際にレジャーとしてやっていらっしゃる方々は、そのことを知らずにいくらかでも釣りができるという仕組みでございます。

ですので、そこら辺も踏まえて漁獲量が本当にどのくらいあるのかということを今後把握していく必要があるのではないかとというくらいのレジャーが盛んになってきておりますので、そこが少し今後データの取り方を変える必要があるのではないかと考えた点です。

以上です。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

それでは、堀内委員、深川委員の御発言について、事務局の方から御発言をお願いします。

○横山計画課長　まず、堀内委員、海業に関してコロナで閉鎖したということから、そういったところをしっかりと調査して精査して取り組むべきだという話を頂いたと思います。

これに関しましては、閉鎖に関していろいろな状況があろうかと思います。ですので、そういったようなところは大いに参考になるだろうと思いますので、私どもとしても今後できるだけ情報を集めていきたいと思っております。

海業のような取組はやはり地域からいろいろとこの地域だからこそういうことをやりたいというような御要望も非常にあるわけございまして、そういった点を重視しながら、海業の取組というものを軌道に乗せていくことを考えてやっていきたいと思っております。

漁港漁場整備法の見直し検討のところで説明させて頂きましたが、新たな制度の下では、漁港管理者さんの方で計画を作っていただいて、事業を実施する側の人たちがそれに関して自分たちの実施の計画を作っていただくという、そういうスキームで考えておりますが、その地域の方々の意見というものは非常に重要だということから、漁港管理者さんがその計画を作っていただく過程において、しっかりといろいろな地元の方々や漁業関係者の方々の意見というのをしっかりと聞いていただくという形で行うということにしております。

また入ってこられるプレーヤーの方々が資金力、いろいろと本当に漁港の中でやっていただくに当たって、十分にやっていただける方かどうかというようなところは、やはり地元からの要望があればそのままずっとそこを受けるというのではなくて、やはりそういったしっかりとした方であるかどうかというところは、漁業管理者さんの方で判定していただくというような、そういう形でこのスキームは考えてございますので、この点をご説明させていただきます。いずれにせよ、こうした状況の中で可能な限り、こういったところに課題があるのかというのは引き続き確認していくことが重要と認識しておりますので、そういった形で進めさせていただければと考えてございます。

また、深川委員から御質問がありましたレジャーと漁業との区別がつきにくいというお話がございました。これは水産庁の中でも資源管理の問題は非常に重要だということで、このレジャーの方々の状況というものをしっかりと踏まえて情報として取っていけるように、今、検討して進めているところでございますので、そういったところともよくよく連

携を取りながら御指摘を頂いた点についてしっかり確認をしてまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

○橋本分科会長 先生方から更に何か御質問等があればいかがでしょうか。

最後、私からは1つ、説明資料の10ページ目の法改正のお話ですけれども、ここで漁港漁場整備法の一部改正をして、活用促進を法目的に加えると。

それから、貸付けとか水面の利用みたいなものについて、従前の行政財産の占用許可に加えて長く使える。これは大変有意義な改革だと思うのですけれども、そういうふうに見たときに、長期計画ではこの漁業の活用推進というのは、13ページの上にもありますけれども、おおむね30地区で実施するとなっていて、せっかく法律、これは通るかどうか分かりませんが、法改正もして、準備していくというにしては30地区の整備というのは少し少ないんじゃないかという印象を持つんですけれども、ここはもし法律が仮に通るとか、あるいは計画を地元で作っていただいた暁に、もう少し整備を増やすというか、そういうことはお考えじゃないのかというのをちょっと御質問というか、いかがですか。

○横山計画課長 御指摘ありがとうございます。

まず、私どもこの海業に関しましては、基本的に漁港というのは本来の漁港としての機能というものがございまして、そういった漁港の機能強化をしっかりと進めながら、その中で機能の集約により、海業に有効に活用できるスペースが出てきたときに、うまく活用していくという考え方でございます。

海業の取り組みを行う漁港は、状況が多岐にわたると思われ、漁港の活用の促進に資する整備を伴うものばかりではないと思っています。

ですので、まずは今回の長期計画で決めさせていただいています30地区というのはしっかりとそこを守らせていただきながら、今後の海業の取組の状況を見つつ、こういった更に漁港としての整備につなげていく部分というのがどれだけあるのか。そこはしっかりと確認させていただきながら、今後の展開として考えさせていただけたらと思っているところでございます。

○橋本分科会長 ありがとうございました。

それでは最後に委員の先生方から、全体を通して何か論点とは違うことも含めまして御発言がございましたらお願いをいたします。

挙手ボタン等を押していただければ、御発言いただければと思いますけれども、いかが

でしょうか。

それでは、御意見がないようでしたら本日の審議はここまでとなりますけれども、何かこの機会に意見交換をしておきたいというようなことがあれば、御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、その他連絡事項等がありましたら、事務局からお願いをします。

それでは、今後の進行は事務局に交代いたします。

○西崎総括班長 本日は委員の皆様より貴重な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

本日の議事及び御発言につきましては、冒頭で申し上げましたとおり水産庁のホームページで公表させていただきます。委員の皆様には御発言内容につきまして、後日改めて確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今後の分科会についてですが、議事の中で漁港漁場整備法の改正案について御説明をいたしましたけれども、法律が改正されましたら国が定める基本方針に関する御議論など、法律に関する御議論で、来年度は４回程度分科会を開催する予定にしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の漁港漁場整備分科会を終了させていただきます。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。

午後３時２２分閉会